

番号制度創設推進本部の設置について（案）

平成 23 年 1 月 31 日
政府・与党社会保障改革検討本部決定

1. 趣旨

社会保障・税に関わる番号制度については、幅広く国民運動を展開し、国民にとって利便性の高い社会が実現できるように、国民の理解を得ながら推進することが重要であることから、内閣総理大臣の下に番号制度創設推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2. 構成

本部の構成員は、政府・与党社会保障改革検討本部の構成員とする。また、本部長は、必要があると認める者を構成員とすることができる。

3. 運営

内閣総理大臣（本部長）の下、社会保障・税一体改革担当の国务大臣が主宰する。峰崎内閣官房参与を事務局長とし、本部の庶務は、内閣官房社会保障改革担当室が担当する。その他、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

4. その他

本部は設置の趣旨にかんがみ、適当な活動に対し、別途の基準により、後援名義を付与するなど、支援することができる。